

第 17 回チーム医療推進のための看護業務検討ワーキンググループ

委員の主なご意見

【看護師の業務範囲について】

- 相対的医行為である特定行為が明確に書かれることにより、それ以外はすべて絶対的医行為と解釈される可能性があり、医療現場が混乱するのではないか。
- 現在、「一般の医行為」は、施設等によって看護師が実施する範囲の差が大きい
ため、まず「一般の医行為」について一定の整理をして示すことができれば、医療現場は随分動きやすくなる。
- 「認証を受けた看護師がやる行為であって一般看護師の業務ではない」と認証を受けていない看護師が特定行為の実施を拒否する例や、患者が「認証を受けていない看護師ではなく、認証を受けた看護師に処置をしてほしい」といった例が生じ、現在チーム医療としてうまく機能している医療現場を混乱させる可能性がある。
- 特定行為の範囲は医療の発展などにより変化していくものなので、今後も継続的に見直しを重ねるような制度設計にすべきではないか。

【能力認証を受けた看護師に必要な能力について】

- 現行法においても、看護師は臨床に必要な実践的な理解力、思考力、判断力を持って看護業務を自律的に実践しているため、特定行為を実施するための能力としてはこれとは別のものが求められるのではないか。

【能力認証を受けていない看護師の業務の実施について】

- 医療機関では医療法に規定された安全管理体制を整備しているにも係わらず、能力認証を受けていない看護師が特定行為を実施する際の「業務実施体制」についても規定することは過剰ではないか。
- 能力認証を受けていない看護師が特定行為を含めた業務を実施するに当たって、安全管理体制等の安全に関する取り決め等が規定されることにより、実施する看護

師としても安全が確保されることであり、歓迎する。

【その他】

- 現在医療現場で活躍している専門看護師及び認定看護師が、能力認証を受けるための措置等、道筋を示すべきである。
- 保健師助産師看護師法の改正により、看護師のみが行為の明確化と業務拡大を行うのではなく、医療法を改正し、他職種も含んで安全体制等を規定するとともに行為を明確化すればチーム医療が一層推進されるのではないか。
- 医師や看護師のみでなく、他職種や国民に広く理解が得られるよう、十分に時間をかけて検討すべき。
- 看護師の業務範囲の明確化・拡大という点では異論はなく、またこれまで十分に時間をかけて議論されてきている。制度の大枠については合意し、議論を前に進めないと、待ったなしの医療現場の要請に応えられない。